平成２１年（フ）第８２５４号
大阪市港区南市岡３丁目９番14号
債務者　一川　久夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５５号
大阪市港区南市岡３丁目９番14号
債務者　一川　敏恵
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６１号
大阪府東大阪市近江堂１丁目８番11号　森本方
債務者　北崎　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８号
大阪府岸和田市土生町1415番地
債務者　辻カイロプラクティックこと　辻　佳孝
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８７号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目６番２号
債務者　西川めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
大阪府岸和田市大町３丁目12番12―505号、前住所大阪府岸和田市内畑町1060番地
債務者　相川　光昭
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
大阪府貝塚市久保507番地、前住所大阪府岸和田市沼町４番３号
債務者　上田　誠人
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
大阪府貝塚市久保507番地、前住所大阪府岸和田市藤井町２丁目２番24号アスカマンション107号
債務者　上田まゆみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０１号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅５―196
債務者　出口　竜司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０４号
大阪府和泉市池田下町1735番地の１
債務者　三井　貞治
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１３号
大阪府和泉市池田下町1148番地の１－１
債務者　佐藤　ユミ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
大阪府岸和田市大沢町837番地
債務者　宮井千鶴子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３０号
大阪府貝塚市澤486番地の１
債務者　樽谷こと　岸本　淳史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３４号
大阪府岸和田市流木町940―１ＲＩＣＨチェリーハイツ106号、住民票上の住所兵庫県姫路市玉手１丁目233番地メイプルコート玉手301号室
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３５号
大阪府泉南市岡田５丁目25番20号、前住所京都府八幡市八幡軸48番地の７
債務者　木村由喜枝（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３６号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目３番18号
債務者　河口タカ子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
大阪府泉佐野市南中樫井588番地１―403
債務者　浜田　真美（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係